

**基本検査運用ガイド**  
**空气中放射性物質の管理と低減**  
**(BR0040\_r1)**

**原子力規制庁**  
**原子力規制部**  
**検査監督総括課**

## 1 監視領域

大分類：「放射線安全」

小分類：「公衆に対する放射線安全」「従業員に対する放射線安全」

検査分野：「放射線管理」

## 2 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の2の2第1項第4号ロで規定している事項（保安のために必要な措置）のうち、表1に示す原子力施設の種別ごとの保安のための措置に係る規則条項で規定される管理区域への立入制限等、線量等に関する措置（以下「線量等に関する措置」という。）及び工場、事業所又は使用の場所（以下「事業所等」という。）において行われる廃棄に対する原子力施設の機能の保全の措置（以下「機能の保全の措置」という。）に係る空気中放射性物質の管理と低減の活動状況を確認する。当該事項は、法第61条の2の2第1項第3号イで規定される事項（保安規定）のうち、表1に示す保安規定記載事項に係る規則条項で規定される線量等に関する措置及び機能の保全の措置に係る活動状況の確認と併せて行う。

また、法第61条の2の2第1項第2号で規定する事項（技術上の基準の遵守）のうち、表2に示す原子力施設の種別ごとの技術基準に係る規則条項で規定される、放射性物質による汚染の防止等の放射線管理に関連する基準への遵守状況を確認する。

これらの確認対象となる事業者等の活動は、放射線管理の他、防災・非常時対応、施設管理の検査分野にも関係することから、当該活動に関連する他の検査運用ガイドの適用も踏まえて確認する。

## 3 検査要件

### 3.1 検査対象

本検査は、原子力施設内の空気中放射性物質濃度が、(ALARA)と整合性を持って管理されていることを確認するとともに、サイトにおける呼吸保護装置（全面マスク等）の使用が着用者に過度のリスクをもたらさないことを確認するものである。

また、不用意な放射線被ばくや放射性物質の拡散を防止し作業員の被ばく線量を低減するため、「管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定・解除、並びにこれらの区域に係る立入り制限、入退域管理に関する事、及び物品の持ち出し制限に関する事」、「空気中放射性物質濃度、空間線量率、表面汚染密度の監視及び汚染の除去に関する事」、「区域管理に係る放射線測定器の管理に関する事」が適切に実施されていることを確認するものである。

上述した確認は、検査対象施設における全ての区域管理の設定が検査対象になりうるが、本検査では限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それら対象に

について検査を実施すること（サンプリングベースの検査の実施）とする。サンプリング選定に関しては、放射線安全の観点で、放射線作業従事者の被ばくリスクが高い作業を実施している管理区域等を考慮することとし、以下の項目について3～4件の作業を抽出し検査を実施する。

- (1) 工学的管理状況（換気空調）の確認
- (2) 呼吸保護装置（全面マスク等）の使用・管理状況の確認
- (3) 緊急時に使用する自給式呼吸器（セルフエアセット等）の管理状況の確認

検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

### 3.2 検査体制、頻度及びサンプル数

検査は、表3の検査要件のまとめ表に示す検査体制、頻度、サンプル数及び時間を目安に行う。

## 4 検査手順

### 4.1 検査前準備

本検査の実施前に事業者等の管理マニュアル、活動状況及び実績等を事前に収集し、検査で確認すべき方向性や視点を定めて、検査を実施すること。

また、検査対象（サンプル）の選定は、事業者等のパフォーマンスに関する知見を得るためであり、検査官による検査活動で、安全上重要な結果を生む可能性の高い分野に集中し設定する。

### 4.2 検査実施

本検査では、原子力施設内の空气中放射性物質濃度や呼吸保護装置等の適切な使用・管理がなされ、管理区域等の設定・解除や入退域管理に関する管理などが適切に実施されていることを以下の項目について確認する。

#### (1) 工学的安全設備の管理状況（換気空調）の確認

- a. 事業者等の空气中放射性物質濃度の管理
- b. 各種システムの使用における事業者等の手順書及びALARAとの整合
- c. 空气中放射性物質濃度の変化を監視及び警告するシステム
- d. 事業者等の設定する区域の線量当量率と表面汚染密度や空气中放射性物質の濃度のレベル評価に関する基準値

#### (2) 呼吸保護装置（全面マスク等）の使用・管理状況の確認

- a. 工学的安全設備の管理が採用できない場合の呼吸保護装置の使用

- b. 放射性物質の摂取を制限するための呼吸保護装置の使用の適切性
- c. 呼吸保護装置における保護（防護係数）のレベルの検証手段
- d. 呼吸保護装置の公的機関等による認定・承認の状況
- e. 着脱及び装置の機能点検の状況
- f. 呼吸保護装置のプラント内における適切な配置等

**(3) 緊急時に使用する自給式呼吸器（セルフエアセット等）の管理状況の確認**

- a. 緊急時使用のためのプラント内の配置状況及び試験記録
- b. 中央制御室と免震重要棟等との間の圧縮空気ボンベ
- c. 自給式呼吸器の実使用
- d. 自給式空気呼吸器の使用のための訓練と認定
- e. 自給式空気呼吸器の補充の訓練と認定
- f. 自給式空気呼吸器の使用可否
- g. 自給式空気呼吸器を使用する作業員の是非
- h. 自給式空気呼吸器に関する保守記録
- i. 自給式空気呼吸器保守のための作業員の認定
- j. 自給式空気呼吸器点検作業を管理する手順書等
- k. “使用準備完了” な自給式空気呼吸器の最新試験結果

**4.3 問題点の特定と解決に関する確認**

- (1) 本検査に関連する原子力安全に影響を及ぼす問題が特定された場合、不適合管理等において是正処置が適切に講じられていることを確認する。
- (2) 本検査に関連する不適合の履歴からサンプルを抽出し、当該不適合が適切な期間内に適切な是正処置が講じられ、問題点の特定と解決が行われていることを確認する。
- (3) 検査官が日常の巡視等で検知した本検査に関連する気付き事項等が、不適合管理等において適切に処理されていることを確認する。

**5 検査手引**

**5.1 検査前準備にかかる留意事項**

本検査運用ガイドで検査する検査項目に対する検査前準備情報を以下に記載する。

**【確認する情報の例】**

- (1) 工学的管理状況（換気空調）の確認
  - a. 放射線管理の基本マニュアル類

- b. 過去の放射線作業における内部被ばく実績及び検出された放射性物質の核種情報
- c. 内部被ばくの測定、管理を定めている要領類
- d. 管理区域の設定・解除の情報
- e. 管理区域内の区域区分、特別措置の情報
- f. 管理区域に係る放射線業務従事者の出入り管理、物品の搬出入管理の情報
- g. 放射線計測器、出入り管理設備等の校正及び管理状況の情報
- h. 過去の放射線管理に関する不適合管理情報
- i. マニュアル・手順等のレビュー状況を確認
- j. 中央制御室空調換気系等の保守管理計画及び実施状況
- k. フィルターの交換状況、性能評価

**(2)呼吸保護装置（全面マスク等）の使用・管理状況の確認**

- a. 全面マスク等の性能評価
- b. 管理状況（配備数、場所等）
- c. 過去の放射線作業における内部被ばく実績
- d. 内部被ばくの測定・管理を定めている要領類
- e. 事故時の放出想定核種と緊急時放射線作業管理に関する、手順・要領
- f. 呼吸保護装置（全面マスク等）の装着方法等の教育訓練資料

**(3)緊急時に使用する自給式呼吸器の管理状況の確認**

- a. 自給式呼吸器の性能評価
- b. 管理状況（配備数、場所等）
- c. 自給式呼吸器の装着方法等の教育訓練資料

**(4)問題の特定及び解決策における検査対象の選定**

- a. 不適合管理報告書
- b. 不適合管理委員会議事録、指示文書等

**5.2 検査を実施する上での手引き及び関連する留意事項**

**(1)工学的管理状況の確認**

- a. 事業者等が空気中放射性物質濃度を管理するための工学的管理として換気空調システムを適切に使用していることを確認する。  
可能であれば、空気中放射性物質濃度の潜在性を緩和するために使用する1～2件の既設の換気空調システムを選択すること、また、換気流量、流路（吸込み及び排出の配置を含め）及びフィルターユニット・チャコールユニット

## 基本検査運用ガイド空气中放射性物質の管理と低減

トの効率が、管理区域の空气中放射性物質濃度を、実施可能な範囲で管理区域の制限値よりも低く維持する上で整合していることを確認する。

- b. 可能であれば、汚染区域における作業をサポートするために使用される1～2件の一時的換気空調系統の設定（高性能微粒子空気（HEPA）・チャコール負圧ユニット、下降気流テーブル、テント及び他の格納装置）を選択すること。これらのシステムの使用が事業者等の手順書及びALARAと整合していることを確認する。
- c. 空气中放射性物質濃度の変化を監視及び警告するために、可搬型若しくは設置型のシステムを選択している場合、ALARAの制限値内に維持されることを確保するために、警報と設置点が事業者等の措置を促すために十分であることを確認する。
- d. 事業者等が、空气中ベータ線放射性核種（例：プルトニウム-241）、及びアルファ線放射性核種のレベル評価に関する基準値を確立していることを確認する。
- e. 恒久的及び暫定的換気について、この検査項目の重点は、事業者等が呼吸保護の代わりに、実行可能な範囲で、工学的管理を使用していることを確認することである。現場での暫定的な換気の使用の効果性は、検査手順書に従って確認する。
- f. 現場確認時においては、誤った流れによって空气中放射性物質濃度の高い管理区域から空气中放射性物質の無い区域に移動させる可能性のあるプラントの換気の流れの問題に注意する。
- g. 不適切に維持管理された真空掃除機は、空气中放射性物質の無用な拡散・流出事象を発生させる原因となる。事業者等は真空掃除機が保守され、また評価されていない空气中放射性物質の放出源とならないことを確保するプログラムを持っていることを確認する。
- h. 空气中放射性物質監視装置に係る手順について—設定点の基準を決めるために、事業者等の空气中放射性物質監視計器の校正及び運転の設定手順書に基づき、適切に管理されていることを確認する。
- i. 事業者等の空气中放射性物質濃度に関するプログラムでは、過去の破損燃料事象によってプラント配管の腐食層又はプラントの他の区域に組込まれ、研削、溶接、又はその他の作業活動によって放出される空气中放射性物質のアルファ線放射体を考慮に入れるべきである。
- j. 施設建屋の大物搬入口を開放した際に、負圧のバランスが崩れ、施設建屋から他の建屋に汚れた空気が逆流する可能性があることから、建屋内の負圧の維持に着目する必要がある。大物搬入口を開放時の運転員の操作手順、負圧の自動制御等を確認する。

(2)呼吸保護装置（全面マスク等）の使用・管理状況の確認

- a. 空気中放射性物質濃度を最小限にするために工学的管理を採用することが実地的でない状況に対しては、事業者等によって空気中放射性物質濃度が ALARA となるような呼吸保護装置を適切に使用していることを確認する。
- b. 放射性物質の摂取を制限するために呼吸保護装置が使用されている場合には、使用可能であれば、1～2件の作業活動を選択すること、また、事業者等が、さらなる工学的管理が実地的ではなく、また呼吸保護装置の使用が ALARA に基づくものであると評価したことの適切性を確認する。
- c. 事業者等が、使用中の呼吸保護装置によって提供される保護（防護係数）のレベルが、少なくとも、事業者等の作業管理対策及び線量評価において想定されたものと同等に良好であることを検証する手段（通常の生物学的検定法）を確立したことを確認する。
- d. 放射性物質の摂取を制限するために使用される呼吸保護装置が、公的機関等（厚生労働省等）によって認定・承認の状況を確認する。面体とろ過材に検定合格標章が貼付されていることを確認する。呼吸保護装置が使用されている場合には、使用可能であれば、1～2件の作業活動を選択すること。装置が公的機関の認定・承認条件と整合性を以て使用されていることを確認する。
- e. 着脱、及び適宜、装置の機能の点検状況を監視すること。また、事業者等とのインタビューを通じて、事業者等が装置を安全に使用方法及び装置の機能不全又は異例の事象（電源の喪失、空気の喪失など）に適切に対応する方法を検証すること。現場の観察が制限される場合は、その装置の使用者向けの訓練カリキュラムを確認すること、また、選ばれた1～3件の個人による装置使用の実演を要求すること。
- f. 呼吸保護装置が、プラント内に適切に配置されて使用準備が整っていること、保管されている5～10件の呼吸保護装置を選択すること。装置の部材（マスク又はフード、ハーネス、エアライン、調整装置、酸素ボンベなど）の物理的状态を観察し、それぞれの定期点検の記録を確認すること。また、必要不可欠な機器（例えば、圧力調整器、吸入・呼気弁、ホース接続金具）の保守記録を確認すること。部品の補修を指名された作業員が、業者の提供する訓練を受けていることを検証すること
- g. 事業者等の ALARA 評価の詳細のレベルと範囲は、放射線ハザードとバランスのとれたものであるべきである（内部・外部放射線被ばくの両方）。これらの評価もまた、放射性物質による被ばく以外の要素を考慮する必要がある（作業員の受取、汚染管理、熱応力など）。

- h. 検査官は、これらの装置の使用に関する事業者等の決定と条件に関する特別の承認と共に発行された規制当局の安全評価を参照すべきである。
- i. 公的機関（厚生労働省）等によって認定された呼吸保護装置及び設備は、認定番号の付いたラベルを貼付していることを確認する。認定番号は、呼吸保護具の特定の構成配置と適用に関して固有なものである。規制当局が発行した認定番号に従って列挙されていない交換部品を使用した場合には、例えば、これらの部品が別の呼吸保護具への使用に対して認定されていても、その認定は無効である。
- j. 空気の質と量—コンプレッサを用いた呼吸空気供給のための空気摂取は、ガス又は他の汚染物質（例えば、洗浄液からの有毒な蒸気、窒素・ハロン消火システム、又はディーゼル機関の排気）が、呼吸する空気に混入されないことを確保するように、事業者等によって管理・監視されるべきである。
- k. 事業者等のパフォーマンスについて—検査官は、この領域における劣化が、事業者等の呼吸保護訓練における劣化及び人的パフォーマンス領域における分野横断的な問題をどの程度まで提示しているかを確認する。
- 1. 設備の保管、保守及び品質保証—品質保証のレベルは、呼吸保護装置の適用の安全上の重要性とバランスのとれたものであるべきである。検査官は、生命と健康に直接的に有害な低酸素又はその他の雰囲気の中で使用される呼吸保護装置に関して、呼吸のプログラムの安全上重要な要素（例えば、適合試験、訓練、待機救援者の提供、及び装置の配置構成）の適切な実施を検証すべきである。

### (3) 緊急時に使用する自給式呼吸器の管理状況の確認

- a. 保安規定、技術仕様書及び緊急時運転手順書等の要件に基づいて、緊急時の使用のためにプラント内の配置状況及び試験記録を確認すること。
- b. 緊急状態時における中央制御室と免震重要棟等との間の圧縮空気ポンベの輸送に関する事業者等の能力を検査すること。また、圧縮空気ポンベに適切に空気が補充されていることを確認する。
- c. 中央制御室当直班から少なくとも3人の当直員、及び、現在、緊急時任務（例えば、現場捜索救助任務）の担当から少なくとも3人を選ぶこと。
- d. 中央制御室運転員及び他の緊急時対応と放射線防護の作業員（プラント内の捜索救助任務を任命された、又は緊急時運転手順書又は緊急時計画によって要求された）が、自給式空気呼吸器の使用のための訓練等を受け、適性認定されているか否かを確認すること。
- e. 自給式空気呼吸器の補充を任命された作業員が、その仕事に関する訓練を受けて、適性認定されているか否かを確認すること。



- f. 適切なサイズと種類のマスクが使用可能であることを検証すること。
- g. 当直運転員 2～3 人を選び、彼等が顔をマスクでカバーするのを妨げるような顔に懸かる髪型でないことを検証すること。さらに、顔を適切にカバーできない状態となる眼鏡等を使用していないことを検証すること。
- h. 事故状態時に運転員の活動をサポートするために使用される、また“使用準備完了”として指定されている自給式空気呼吸器に関する過去 2 年間の保守記録を確認すること。
- i. 自給式空気呼吸器の保守又は補修が、適性認定された作業員によって実施されていることを検証すること。これらの重要な装置は、通常、圧力要求型空気調整器（安全弁等）及び低圧警報装置である（自主点検も加味すること）。
- j. 自給式空気呼吸器の点検作業を管理するための現場の保守手順書を確認すること、また、自給式空気呼吸器製造業者の推奨する点検手法との不整合点を全て特定すること。
- k. “使用準備完了”として指定されている自給式空気呼吸器に関しては、要求された定期的なボンベの試験結果及び最新式であることを確認すること。
- l. 一般に、検査は放射線緊急時の対応における自給式呼吸器の使用に対して重点を置くべきであって、消防隊の設備に対してではない。しかし、一部の領域においては重複部分があることがある。例えば、自給式呼吸器の管理一覧及び保守に関する消防隊の手順書にも、また、放射線緊急時に使用するために計画されたユニットが含まれていることがある。消防隊の設備に関して発生する問題は、本庁の火災防護関係の検査官と一緒に検討されるべきである。
- m. 訓練プログラムが呼吸装置のボンベの取替え能力を維持していることを検証するために、事業者等が取替えを立証できることを確認する。
- n. 自給式呼吸器の適切な試験は、安全上、一般的な呼吸保護具の適切な試験よりもさらに重要である。不適切な自給式呼吸器の使用は、顔カバーから過度な空気漏れを引き起こすことがある。この様な漏れは、著しく自給式呼吸器のボンベの給気供用寿命を低下させ、作業員の安全とともに着用者の任務を脅かす可能性がある。
- o. 呼吸保護具の製造業者（ベンダー）と許可取得者の手順書の差異について検討すること。

### 5.3 現場確認を行う際の視点

- (1) 各換気空調系の差圧、流量等及びフィルターに損傷がないことを確認する。また、ダクトに腐食等がないことを確認する。ダクト外部及び内部の点検方法、

点検頻度等を事業者等にインタビューし確認する。

- (2)呼吸保護装置（全面マスク等）の設置状況、個数、使用の可否等を確認する。  
また、当該装置の漏えいがないこと等の性能試験を事業者等が実施している際は、試験の状況、試験装置の保守管理状況を確認する。
- (3)自給式呼吸器の設置状況、個数、空気の充填状況等を確認する。
- (4)管理区域として設計されたプラント及び関連する換気系統又は監視装置（ダストモニタ等）の区域を特定するために、変更許可申請書、保安規定、技術仕様書等を確認する。
- (5)呼吸保護プログラム及び使用される装置の種類に関する変更許可申請書等を確認する。
- (6)緊急時の使用のために保管されている呼吸保護装置の場所と台数を特定するために変更許可申請書、技術仕様書、緊急時計画文書等を確認する。
- (7)自給式空気呼吸器を含む呼吸保護装置の保守、検査及び使用に関する事業者等の手順書を確認する。更に空気中放射性物質に係る作業環境の保守に関する手順書を確認する。
- (8)核燃料物質等を非密封で取り扱う施設では、建屋内の空調設備による空気（流体）の流れを事業者等が把握していることを確認し、汚染発生時の空気の流れの上流、下流の把握ができる状況であることも確認する。

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2021/07/21	<p>○運用の明確化</p> <p>①核燃料物質等を非密封で取り扱う施設における建屋内の空調設備による空気（流体）の流れについて、現場確認時の視点を追加（5.3 現場確認を行う際の視点）</p> <p>②建設段階又は廃止措置段階の施設について、リスク状態に応じた検査頻度とする運用を明確化（表3 検査要件まとめ表）</p> <p>○記載の適正化</p>	

表 1 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	規則名	保安のために必要な措置に係る規則条項	保安規定記載事項に係る規則条項
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 78 条及び第 79 条	第 92 条第 1 項第 9 号、第 11 号及び第 12 号並びに同条第 3 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号
研究開発段階発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 73 条及び第 74 条	第 87 条第 1 項第 9 号、第 11 号及び第 12 号並びに同条第 3 項第 9 号、第 11 号及び第 12 号
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 7 条及び第 8 条	第 15 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号
再処理施設	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 9 条及び第 10 条	第 17 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 9 号、第 11 号及び第 12 号
加工施設	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 2 の 9 及び第 7 条の 3	第 8 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 9 号、第 11 号及び第 12 号
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 29 条及び第 30 条	第 37 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号
廃棄物管理施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 27 条及び第 28 条	第 34 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号
第一種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 53 条及び第 54 条	第 63 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号並びに同条第 2 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号
第二種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 14 条及び第 15 条	第 20 条第 1 項第 7 号、第 9 号及び第 11 号並びに同条第 2 項第 7 号、第 9 号及び第 10 号
使用施設等	核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 4 から第 2 条の 11 の 6 まで	第 2 条の 12 第 1 項第 6 号、第 7 号及び第 9 号並びに同条第 2 項第 8 号、第 10 号及び第 11 号

表2 関連する技術基準規則条項

原子力施設の種別	技術基準規則条項
実用発電用原子炉施設	第34条、第41条及び第43条
研究開発段階発電用原子炉施設	第33条、第40条及び第42条
試験研究用等原子炉施設	第15条、第17条、第31条、第52条で準用する第31条、第59条で準用する第31条、第70条で準用する第31条
再処理施設	第21条、第26条及び第28条
加工施設	第19条、第21条及び第23条
使用済燃料貯蔵施設	第18条、第20条及び第22条
特定廃棄物管理施設	第16条、第19条及び第21条
特定第一種廃棄物埋設施設	第16条、第19条及び第21条
第二種廃棄物埋設施設	—
使用施設等	第9条、第19条、第20条及び第23条

表3 検査要件まとめ表

本検査は発電所又は施設を対象にサンプルを選定する。

01 実用炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空気中放射性物質の管理と低減	2年*	3以上	45	チーム

※ 建設段階にあり核燃料物質等の搬入が行われていない施設については、必要に応じて検査を実施する。

02 研開炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空気中放射性物質の管理と低減	2年*	3以上	45	チーム

※ 建設段階にあり核燃料物質等の搬入が行われていない施設又は廃止措置計画の認可を受けた施設については、必要に応じて検査を実施する。

03 試験炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空気中放射性物質の管理と低減 (熱出力500kw以上* <sup>1</sup> )	必要に応じて	—	—	チーム
02	空気中放射性物質の管理と低減 (熱出力500kw以上* <sup>2</sup> )	必要に応じて	—	—	チーム
03	空気中放射性物質の管理と低減 (熱出力500kw未満)	必要に応じて	—	—	チーム

※1 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置を講ずる必要があるもの

※2 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止の措置を講ずる必要がないもの

04 再処理

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空気中放射性物質の管理と低減	2年*	3以上	45	チーム

※ 建設段階にあり核燃料物質等の搬入が行われていない施設については、必要に応じて検査を実施する。

05 加工

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空気中放射性物質の管	2年*	2以上	30	チーム

基本検査運用ガイド空气中放射性物質の管理と低減

	理と低減 (MOX加工)				
02	空气中放射性物質の管理と低減 (ウラン加工)	必要に応じて	—	—	チーム

※ 建設段階にあり核燃料物質等の搬入が行われていない施設については、必要に応じて検査を実施する。

06 貯蔵

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空气中放射性物質の管理と低減	必要に応じて	—	—	チーム

07 管理

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空气中放射性物質の管理と低減	必要に応じて	—	—	チーム

08 埋設

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空气中放射性物質の管理と低減	必要に応じて	—	—	チーム

09 使用 (政令該当)

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	空气中放射性物質の管理と低減	必要に応じて	—	—	チーム